

## 補助金交付申請等の流れ

### (新ビジネス展開促進事業チャレンジ補助金)

申請 手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】 次の書類を作成したうえで、提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■補助金等交付申請書（規則 第1号様式）</li><li>■事業計画書（要綱 第1号様式） ※詳細に記入してください。</li><li>■収支予算書（要綱 第2号様式）</li><li>■売上高等がわかる確定申告書や決算書等の写し（必須）</li><li>■事業の内容及び積算内容を確認できる書類 ※収支予算書において見積もりの詳細の記載がある場合は省略できます。</li><li>■市税納税確認同意書又は納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）</li><li>■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し）</li></ul> <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】 交付決定の審査にあたり、必要に応じて追加書類の提出及び現地調査を行うことがあります。</p> <p>(3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は変更申請が必要になります。なお、変更申請をした場合であっても、最初に交付決定を受けた額が補助金の限度額となります。</p> <p>(4) 事業実施【申請者】 発注、施工、購入、支払などを行ってください。</p> <p>(5) 実績報告【申請者→市】 補助対象事業が完了した日から14日以内に次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■補助事業等実績報告書（規則 第6号様式）</li><li>■事業報告書（要綱 第6号様式）</li><li>■収支決算書（要綱 第7号様式）</li><li>■事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等）</li><li>■補助対象経費の領収書の写し</li><li>■事業の実施状況が確認できる写真等</li></ul> <p>(6) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。</p> <p>(7) 補助金交付請求【申請者→市】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■補助金等交付請求書</li></ul> <p>(8) 補助金交付【市→申請者】</p>
-----------	--